

大阪市立吉野小学校 「いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学び豊かにたくましく生きる子ども」の育成のために「吉野小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の6点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校づくりを進めるために、学校の教育活動全体を通じて、「いじめは絶対にゆるされない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心を育てていく。
- ② 「感動」のある豊かな体験学習と表現活動による言語活動の充実を図り、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な教育活動を充実させる。
- ③ 主に学級集団を中心として、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育てていく。
- ④ すべての児童が安心・安全に学校生活を送るため、授業規律を確立し、すべての子どもが規律正しい態度で授業や行事に参加し、活躍できる学校づくりに努める。
- ⑤ 「開かれた学校づくり」を進めて、積極的に学校の実態を公開し、保護者・地域からの信頼を得るとともに、相互の連携をさらに進める。
- ⑥ 感染症が拡大したとしても、感染者や医療従事者などへの偏見や差別につながるような言動は断じて許されないという毅然とした態度で対応を行い、人権尊重の視点に立った指導を行う。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

児童すべてに自己肯定感を持たせるため、学力の向上を図る。そのための、授業の改善を以下のように進める。

- ① 私たち教職員が最も大切にしなければならないのは、授業である。この時間を児童が、落ち着いた雰囲気の中で過ごすことは「安心・安全な学校生活」につながり、いじめをはじめとする生活指導上の諸課題の未然防止にもつながる。そのため、各教職員は授業規律の確立を常に意識し、適切な指導を行わねばならない。
- ② 言語活動の充実で「論理的な思考力・表現力・判断力」の育成をめざすとともに、自分の思いや考えをきちんと相手に伝えられる力を児童たちに身につけさせる。「わかる授業」を実践するため、研究授業のさらなる深化と充実を図る。研究協議会では、議論を活発にし「明日の授業の改善にいきる」工夫をしながら進めていく。
- ③ 「外部講師」の活用や「伝達講習会」を中心とした校内研修会等を実施する中で、教職員同士が「学び合う楽しさ」を体感し、教員の指導力の向上を図る。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

本校策定の「基本方針」に基づき、児童の自己有用感を高めるために以下を進める。

- ① 友人関係や集団作り、社会性の育成などを進めるために、学年活動や異学年交流を積極的に計画・実施したり、社会見学や出前授業などの「体験学習」のさらなる充実と深化を図ったり、児童自らが、気づき、経験する機会を積極的に展開していく。
- ② 「学校行事」や「学年活動」においては、各学年の発達段階に応じて、「運営委員会」を組織し、児童自らが計画、実行し、振り返る機会を積極的に設ける。人と出会い、人と関わる中で、達成感や充足感を味わうことで「自己肯定感」や「自己有用感」の育成を図っていく。
- ③ 児童会活動や各委員会活動、「たんぼぼ活動」や「吉野子どもまつり」などの取り組みを通して、児童相互や異学年交流を積極的に進めるとともに、幼・小・中と連携した異なる学校園や異年齢との交流を深め、「存在感」や「所属感」の高揚を図り、望ましい集団育成に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

本校策定の「基本方針」に基づき、いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を図るために以下を進める。

- ① 自分がされていやなことは、人にはしない態度を身につけられるようにする。

- ② 児童自身がいじめの問題を自分の問題として受け止め、自分ならどうするかという視点で考え、主体的に「人を大切にする」行動ができるよう取り組みを深める。
- ② いじめている児童やその行為を見ている児童に対し、毅然とした態度で向き合い、指導を行うとともに、現象面に表れている事象だけでなく、その裏や奥にあるものも同時に探る。
- ④ 「知っていた」児童について、『あなたがいじめを防ぐ力になる』ことを指導し、学校全体でいじめを許さない・見逃さない空気をつくる。
- ⑤ 「身体の暴力」とともに「言葉の暴力」についても許さない・見逃さない雰囲気醸成に努める。
- ⑥ 携帯やスマホの急速な普及にともない、「情報モラル・リテラシー」の指導を進める。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 児童のささいな変化を見逃さない教職員の感性を磨いていく。そのためには、クラスの子どもたちとたくさん話し、ほんの小さな心の引っ掛かりも見逃さないよう心掛ける必要がある。遊びやふざけの中にもいじめの兆候が潜んでいないか、集団の中に序列関係が生じていないか等、感度を鋭敏にする。
- (2) 朝の健康観察や日記、作文指導などを意識的に行い積極的に活用する。気づいた変化の情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努める。
- (3) 家庭との連絡を怠ることなく、家庭訪問などを積極的にを行い保護者との連携を密にし、「共に育てる」意識を共有しながら相談体制を強化する。
- (4) 地域からの情報も積極的に収集するために、「見守り隊」やPTAからの情報収集に努める。
- (5) 情報の共有化については、毎月開催している定例の「生活指導部会」（いじめ対策委員会を兼ねる）で各学年からの情報を交換するとともに、緊急の場合は、職員朝会などで伝える。
- (6) 情報については、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を収集の基本とし、いじめアンケートや教育相談活動、スクールカウンセラーの支援を積極的に活用する。
- (7) 教育委員会、スクールソーシャルワーカー、所轄警察署（福島警察生活安全課少年係）子ども相談センター、区役所子育て相談室、スクールカウンセラー、さらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を深める。また、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図り、保護者に対し、「いじめ相談窓口」の周知を行う。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪は責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員で共有できるよう管理職へ速やかに報告する。
- (2) 管理職は、緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」を開き、特定の教職員で対応することなく学校総体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- (3) 被害児童の保護や加害児童の保護への対応については「いじめ対策委員会」で具体的な方針や対応を検討し、学校総体で解決にあたる。特に、暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかに止めること」を最優先に対応する。
- (4) いじめを傍観していた児童や児童集団に対しても、自己の問題と捉えさせるとともに「自分が（自分達が）いじめを防ぐ力になる」という実践的な取り組みを積極的に進める。
- (5) 解決を図る上で、教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）、子ども相談センター、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を行う。
- (6) ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに「大阪子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

【組織名】 いじめ防止対策委員会

※ いじめに関する課題事象に解決に取り組むための組織として機能させ位置づける。

【構成】 校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育部長、各学年担任代表、特別支援学級担任代表、養護教諭

※ 事案に応じて、必要な教職員も加わることとする。

【役割】

- ・ いじめに関する情報や児童の生活指導上に関わる情報の収集や記録、共有化を行い「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正をまとめる。
- ・ いじめやいじめの疑いに関する情報が生じた場合は、緊急に会議を開催し、迅速に情報の共有化、関係児童への事実確認、指導及び支援などの方針の決定を行うとともに、解決に向けての取り組みを進める。また、保護者や関係諸機関との連携を行う。

【開催時期】 事案発生時に、緊急に開催する。

【年間計画】

<調査>

- ・ 児童対象いじめアンケート調査（年間7回 5、6、9、10、11、1、2月）
- ・ 適宜学級担任や学年担当による教育相談を実施する。

<研修会>

- ・ 人権教育全体研修会
- ・ 児童理解全体会
- ・ 特別支援教育全体会

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校のホームページや学校だより・学年だよりを活用し、「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。
- ② 「学校協議会」において「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。
- ③ 「PTA 役員会・実行委員会」において「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。
- ④ 「学級・学年懇談会」を活用し「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。

(3) 取組内容の検証

- ① 定例の「いじめ防止対策委員会」において検証と点検を行い、取り組みのさらなる充実深化を図る。
- ② 「運営に関する計画」の立案、進捗状況の学校評価、最終の学校評価のそれぞれにおいて、PDCA サイクルをもとに、取り組み内容の検証と点検を行い、新たな取り組みに反映させる。

7. 重大事案への対処

「いじめ防止対策推進法第28条」により、以下の対処を行う。

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- (2) 教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- (3) 被害の児童・保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ

